

学校施設の開放の手引き

令和 7 年度版

東浦町学び支援課

目 次

1	趣旨	- 1 -
2	団体の登録	- 1 -
3	利用の手続き	- 2 -
4	活動実績報告	- 3 -
5	利用許可書について	- 3 -
6	利用の中止について	- 3 -
7	登録団体による定期的な活動日以外の利用について	- 4 -
8	構成員の変更(増減)について	- 4 -
9	学校との連携について	- 4 -
10	施設利用についての注意事項	- 4 -

1 趣旨

町民の皆さまの健康の保持増進、体力の向上を図るため、スポーツ活動の場として、学校の体育施設を支障のない範囲で開放しています。

学校開放協力校

学 校 名	施 設 名	曜 日	施設利用時間
藤江小学校 生路小学校 片葩小学校 石浜西小学校 緒川小学校 卯ノ里小学校	グラウンド	土・日・祝	午 前 5 時 ～ 午後9時30分
森岡小学校 東浦中学校 北部中学校 西部中学校		平 日	午後6時30分 ～ 午後9時30分
	体 育 館 武 道 場 飛 翔 館	土・日・祝	午 前 9 時 ～ 午後9時30分
		平 日	午後6時30分 ～ 午後9時30分

- ※ 中学校の施設に関しては、学校の部活動が優先となりますので、原則、夜間のみの開放となります。
- ※ 年末年始（12月28日～1月4日）を除く。
- ※ 各学校の都合により、利用時間が異なる場合があります。
- ※ 許可された時間内に活動を終え、速やかに学校敷地内から出てください。

2 団体の登録

利用を希望する団体は、毎年度、登録または更新をしてください。次の対象の条件を満たしたうえ、登録する年度の前年度の指定の期日までに提出してください。

※団体登録更新時に代表者の変更がある団体は、団体内での引き継ぎの徹底をしてください。

団体登録対象の条件

- (1) 10人以上で活動のできる団体であること。
- (2) 登録者の8割以上が東浦町に在住、在勤または在学していること。
- (3) 責任者が成人であること。
- (4) 傷害保険(個人・団体は不問)に加入していること。

必要書類

- | | | |
|---|--------------------|------|
| ア | 様式1「開放施設利用団体登録申請書」 | …1部 |
| イ | 様式2「開放施設利用団体登録者名簿」 | …1部 |
| ウ | 様式6「開放施設利用計画書」 | …1部 |
| エ | 傷害保険加入の写し(コピー) | …全員分 |

*ア～ウの様式は町ホームページからダウンロードできます。

書類の流れ

学び支援課へ提出(1月～2月頃)



審査



開放施設登録・許可証(様式5・7)を交付(毎年4月に責任者へ送付を予定)。

- ・新規団体のみメディアス体育館ひがしうら窓口で説明を受けてください。その際に開放施設登録・許可証(様式5・7)を交付します。
- ・この許可証は、登録された施設でのみ有効です。
- ・施設を利用する際には携帯してください。

3 利用の手続き

(1) 利用の申請・使用料のお支払い

利用希望月の前月中に利用申請書と使用料を町体育館に提出し、許可を得てください。(お支払いがない場合、次の月の利用ができません。)

※利用しない月がある場合は、前月までにキャンセルの申し出をしてください。

(2) 利用のキャンセルについて

一度お支払いいただいた使用料について、以下の条件に該当する場合は使用料を還付いたします。

- ア やむを得ず利用ができなくなった場合(学校側の諸事情、警報発令)
- イ 熱中症対策のためのキャンセル(※1)
- ウ 自己都合によるキャンセル(※2)

※1・・・熱中症対策のための利用キャンセルについて

次の①・②いずれかの場合はキャンセル可能ですので申し出ください。

申し出は利用当日に限ります。団体への許可証記載の許可時間に関わらず、各時間帯【9:00、13:00、17:00】の活動開始前までに申し出てください。

①「大府観測地点」の「熱中症指数」が31℃以上

②「愛知県」に熱中症警戒アラート発表

注)この場合のキャンセルによるチケットの手続きは、「キャンセルした日の月」の翌月末までをお願いします。手続きがない場合は、チケットの還付はありません。

※2・・・自己都合によるキャンセルについて

自己都合によるキャンセルについては、利用日の7日前までに許可証をご持参のうえメディアス体育館ひがしうら窓口でお手続きをお願いします。
例) 4月15日(火)利用分を自己都合でキャンセルする場合、4月8日(火)中までにお手続きが必要です。

使用料

施設名	使用料	備 考
体育館	1 回につき 4 0 0 円	利用区分 9 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 1 7 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0
武道場	1 回につき 2 0 0 円	
飛翔館	1 回につき 2 0 0 円	

※グラウンドの利用は無料

北部・西部中学校の運動場夜間照明

- ・北部中学校の申し込みは、町体育館で申請
- ・西部中学校の申し込みは、西部ふれあいセンターで申請

※雨天及び天候不良で利用を中止する場合は、各申請施設に利用前に必ず連絡してください。また、利用時間中に天候不良となった場合は、中止した時点で連絡してください。

夜間照明使用料

北部・西部中学校ともに、30分1, 500円(全面使用料金のみ)

※年度の途中であっても使用料が変更となる可能性がございますので、その際にご協力をお願いいたします。

4 活動実績報告(管理日誌)

活動後はパソコン、スマホ等から右のサイトで活動実績を入力してください。

終了後、速やかに入力してください。

管理日誌 QR コード



入力期限

上半期(4月から9月)

10月7日(火)まで

下半期(10月から3月)

4月7日(火)まで

5 利用許可書について

「あいち共同利用型施設予約システム(以下「予約システム」という。)」から許可書兼領収書を発行しています。

チケット還付等に必要なので保管と利用時に携行してください。

6 利用の中止について

学校行事や地区行事、年末年始の施設休館日、台風接近などによる暴風警報発令時その他の理由により、学校開放が中止になることがあります。

4月の時点で分かっている行事についてはあらかじめお知らせしますが、これ以降の行事については、次の順で連絡します。

(1) 学校行事による中止の連絡順

学校 → 学び支援課 → 団体代表者 → 各団体登録員

(2) 地区行事による中止の連絡順

各地区コミュニティセンター → 学校 → 学び支援課 →
→ 団体代表者 → 各団体登録員

(3) 年末年始による休館日(町内小中学校の体育施設対象)

12月28日～1月4日は屋内体育施設、屋外体育施設ともに使用できません。

(4) 警報発令時等

ア 東浦町を含む地域に暴風、津波又は特別警報発令時

警報解除の2時間後からは使用可能です。(学校の都合により使用中止となることがあります。)午後5時までに警報が解除されない場合、それ以降の開放は中止とします。支払い済みの使用料は、還付しますので許可書兼領収書を持参のうえ窓口で手続きください。

イ 大雨警報等異常気象発生時

各団体で判断してください。(ただし、学び支援課・学校の判断により利用の中止をする場合があります。)

ウ 東浦町又は周辺地域において震度5弱以上の地震発生

エ 天候その他の理由により学び支援課が中止を決定することがあります。

7 登録団体による定期的な活動日以外の利用について

原則として、年間登録申請の日で活動してください。やむを得ない事情でその他の曜日や時間で、活動希望がありましたら学び支援課へご相談ください。

8 構成員の変更(増減)について

学校開放施設を利用できるのは、登録団体員のみです。団員の増減変更があった場合は、「様式3 開放施設利用団体登録者変更届」を随時提出してください。(様式はホームページからダウンロードできます。)

9 学校との連携について

ア 不審者や異常(火災・ガラスの破損など)を発見したら、速やかに警察(110)消防署(119)・学校へ連絡してください。

イ トイレ清掃や草取りなど、学校から協力依頼があった場合は、積極的に参加願います。

10 施設利用についての注意事項

多くの方に気持ちよく利用していただくため、利用者は施設・設備を大切にしなければなりません。

マナーを守り、他の利用者に迷惑を掛けないように心掛けてください。

- 利用時間は、準備から片付けを含めて許可時間内とします。
- 屋内施設については、カギを貸与しますが、利用目的以外には絶対に使用せず、きちんと管理してください（カギの複製禁止）。万が一、カギを紛失した場合には早急に学校、町体育館へ連絡してください。カギを紛失した場合は、防犯管理上、鍵の交換が必要となるため、鍵の交換、新規作成※等の費用負担は団体へ請求します。（※学校、町、利用団体等必要な数）
- 駐車スペースが限られているため、できるだけ乗り合わせを実行し、路上駐車は絶対にしないでください。
- 体育館利用団体は、体育館用シューズを使用し、体育館入り口で履き替えてください。
- 活動する前・終了後には必ず体操をし、ケガの予防に努めてください。
- 施設の電気関係（スイッチ、コンセント、プレーヤー、アンプ等）、消火器及び消火施設は、必要な時以外にはふれないでください。
- A E D設置場所・利用等についてはあらかじめ学校へ確認してください。
- 他人に危害を及ぼす、もしくは迷惑となる物品・動物の類を携帯、あるいは連行しないでください。
- 飲食は慎んでください。また、学校敷地内は禁酒・禁煙です。
- ゴミ等の後始末については、利用団体でゴミ入れを持参して必ず持ち帰り、校内のゴミ入れ等には絶対に入れないでください。また、施設の清掃、戸締まり、後片付け、消灯については利用者全員で行ってください。なお、敷地内へ持ち込んだものは利用者が必ず持ち帰ってください。
- 学校の器具の破損もしくは異変に気がついた場合は、速やかに学び支援課(町体育館)へ連絡してください。

※器具を破損した場合、原則として原因者負担とします。（不注意による破損等は、スポーツ安全保険に加入していれば適用される場合があります。）

特に、体育館床面の剥離が多発しているため注意ください。（ガムテープ等粘着テープ使用禁止、剥がす際は細心の注意を）

※連絡先 メディアス体育館ひがしうら(夜8時30分まで)

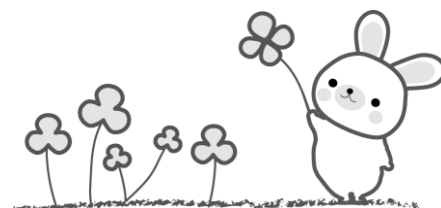
TEL 0562-83-8333 FAX 0562-84-2203

- 屋内施設のどん帳・暗幕類は特別な場合以外は使用しないでください。また、許可無くステージやキャットウォークへあがらないでください。利用施設以外の立ち入りは禁止します。
- 開放施設の倉庫は、管理運営上支障が無いように利用してください。団体所有の私物については、各団体で責任をもって管理をしてください。（学校の許可なく、開放施設に置きっぱなしにしない。）
- 施設利用後は、器具等をもとの状態に戻してください。
- 屋内施設利用後はモップがけをし、清掃してください。屋外施設の利用後はレーキ等をかけ、入念に整備をしてください。
- 屋外施設利用について、降雨後や運動場の状況が悪い時は、学校のことも考慮し、利用を中止または運動場整備をしっかりと行ってください。
- 責任者は、利用者に「手引き」の内容、学校・学び支援課からの連絡事項の周知徹底を図ってください

- 学校開放は、学校や町の事業・工事等を優先して行うため、年度途中でも利用中止する場合があります。
- ひがしうら地域クラブ活動や利用団体の増加等により、利用日や活動場所の見直しを検討しています。利用日が複数の活動団体の利用日の削減や、活動日・場所場所の変更を行う場合がありますので、ご承知おきください。

施設利用の注意事項に違反、もしくは厳守しなかった場合は、施設の利用停止、もしくは利用許可を取り消す場合があります。

お互い気持ちよく利用するためにマナー・モラルを守ってご利用ください。



東浦町学び支援課(メディアス体育館ひがしうら内)
〒470-2104 東浦町大字生路字狭間 80
TEL 0562-83-8333 FAX 0562-84-2203